

## 常勤の理事並びに外部理事及び外部監査役の報酬等に関する規程

公益社団法人発明協会

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人発明協会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、常勤の理事（以下「常勤理事」という。）並びに外部理事及び外部監査役の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務先とする理事をいう。
- (2) 外部理事及び外部監査役とは、定款第21条第2項に規定する理事又は監査役をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤理事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、賞与は支給しない。

- 2 本会は、外部理事及び外部監査役の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬の決定)

第4条 常勤理事の年額報酬は、総会において定める別表1の年額報酬総額及び別表2の年額報酬上限額の範囲内において、勤務実績等を勘案して会長が定める。

- 2 外部理事及び外部監査役の報酬は、総会において定める別表1の年額報酬総額の範囲内において、総会において定める別表3に基づいて決定する。

### (報酬の支給方法)

第5条 常勤理事の年額報酬については、年額を12で除したものを月額として、毎月これを通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の同意により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 外部理事及び外部監査役の報酬は、別表3の支給要件の職務執行の都度、本人の指定する金融機関口座に振り込む。

(日割計算)

第6条 常勤理事の就任の日、辞任の日又は死亡の日が月の途中である場合は、報酬は日割り計算で支給する。

(退職手当)

第7条 常勤理事が退任又は辞任する場合は、第4条の年額報酬とは別に、総会において別に定める「常勤理事の退職手当金に関する規程」に基づき退職手当を支給する。

(通勤手当及び交通費)

第8条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、「通勤手当支給規則」に準じて通勤手当を支給することができる。

2 外部理事及び外部監査役にはその職務の執行に係る交通費（実費）を支給することができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日〔平成24年4月1日〕から施行する。

附則

この規程の変更は、令和7年6月24日から施行する。

【別表 1】

定款第 25 条に定める常勤理事並びに外部理事及び外部監査役に支給する報酬の総額は、次のとおりとする。

役 職	年額報酬総額
常勤理事	3,900 万円以内
外部理事及び外部監査役	150 万円以内

【別表 2】

役 職	年額報酬上限額（1 名当たり）
常勤理事	1,950 万円

【別表 3】

職 務（1 日当たり）	職務執行の都度（1 名当たり）
理事会又は社員総会への出席	5 万円
決算書類監査業務	5 万円

以上